

お知らせ

制度・業務

申請 住民票の写し等本人通知制度

この制度は、不正請求抑止のため、事前登録により、登録者の住民票や戸籍謄本等を代理人を含む第3者に交付した時に、交付の事実を本人に通知する制度です。外国人住民の人も利用できます。

事前登録できる人

- ▷本市の住民基本台帳に記載されている人
- ▷本市の戸籍に記載されている人

必要書類

- ▷本人申込：マイナンバーカード(通知カード除く)、パスポート、運転免許証等の本人確認書類
- ▷法定代理人申込：戸籍謄本その他法定代理人である資格を証明する書類と本人確認書類
- ▷代理人申込：委任状と代理人および本人通知登録者の本人確認書類

申請窓口 市民課

通知内容・方法 住民票の写し等の種類、交付日・枚数を記載した通知書を本人宛に郵送

☎ 市民課 **☎**892-0121

申請 マイナンバーカード土・日曜日受付・交付

交付通知書や有効期限通知書を持ち、平日来庁できない人は、手続きにお越しください。また、申請時来庁方式による受付も行っていますので、必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

日時 4/11(土)・26(日)10:00～14:00

場所 市役所本館1階 市民課

※必ず本人がお越しください。

※混雑時は、お待ちいただくことがあります。

※申請時来庁方式については、ホームページまたは市民課までお問い合わせください。

☎ 市民課 **☎**892-0121

産業 交野市企業立地促進条例を施行します

この条例は、ものづくり中小企業等の立地促進、住工混在に伴う事業者の市外転出の防止や雇用創出のために、産業集積促進地域に事業所等を新增設や建て替えする事業者に対して、奨励金を交付する制度です。

制度の詳細はお問い合わせください。

<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2020021200027/>

☎ 地域振興課 **☎**892-0121



教育 おりひめ教育ローンを延長します

高校・大学等への進学や在学に係る資金を応援する制度です。この制度は令和元年度で終了予定でしたが、今年度も継続します。

内容 貸付金の年利0.4%を市が一括補助

対象 提携金融機関に教育貸付金を申し込み、次に該当する人

- ▷高校以上の学校に進学または在学継続するための一括型教育貸付金である
- ▷貸付金の借入人またはこの制度を利用して進学・在学継続する人のいずれかが市内に居住し住民登録を行っている

※利用は対象者1人につき、年度内1回です。

※令和2年度内に契約済みの人もさかのぼって支給できる場合があります。詳細はお問い合わせください。

※提携金融機関は、ホームページで確認またはお問い合わせください。

必要書類 教育ローン契約書の写し、通帳、印鑑、申請書(学校管理課で配布)

申込 申請者と提携金融機関で契約締結後に、市に申請書を提出(要件審査後に補助額を振込)

☎ 学校管理課 **☎**810-8011

教育 就学援助制度

学校生活にかかる費用支払いが困難な世帯に対し、費用の一部を補助します。

対象 市立各小・中学校の児童・生徒、または市内在住で府立中学校(府立特別支援学校中等部を除く)の生徒の保護者で、平成31年1月～令和元年12月の世帯全員の所得の合計が認定基準以下の人

援助費目 学用品費、新入学学用品費、学校給食費、医療費、校外活動費、修学旅行費、中学校入学準備金、卒業アルバム代等

※医療費補助の対象は学校病で、受診前に学校で医療券の交付を受けて受診したものに限ります。

申込 申請書と必要書類を5/8(金)までに所属学校または学校管理課

※申請書は、市立各小・中学校の全児童・生徒に配布します。それ以外の人はご連絡ください。

※所得証明が必要な人(令和2年1月1日時点で交野市外に在住)は、証明発行が6月以降となるため、申請書のみ期限内に提出し、証明書は後日提出してください。

※期限内申請は4月にさかのぼって支給しますが、期限を過ぎるとさかのぼっての支給はできません。

※昨年度に認定されていた人も、新たに令和2年度の申請が必要です。

☎ 学校管理課 **☎**810-8011



仕事 就職希望者高等学校卒業程度認定試験受験支援事業

この試験に合格すると、高校卒業と同程度と認定され、就職活動の幅が広がります。受験料補助には就労支援相談を受けていることなどが条件となりますので、事前にお問い合わせください。

※試験の詳細は文部科学省HPをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/

相談時間 平日10:00～12:00、12:45～16:00(祝日除く。月・水曜日は専門相談員常駐)

相談場所 ゆうゆうセンター1階 人権と暮らしの相談課内

☎ 人権と暮らしの相談課 **☎**817-0997

福祉 重度障がい者医療助成

対象 次のいずれかに該当する人

- ①身体障がい者手帳1・2級を持っている
- ②療育手帳Aを持っている
- ③療育手帳B1と身体障がい者手帳3～6級を持っている
- ④精神障がい者保健福祉手帳1級を持っている
- ⑤難病等の受給者証を持っており、障がい年金(または特別児童扶養手当)1級に該当する

※所得制限があります。助成開始は申請月から。

申込・**☎** 障がい福祉課 **☎**893-6400

福祉 高齢者の外出支援サービス

虚弱や下肢が不自由なため、一般の交通機関を利用することが困難な人に、福祉タクシー(車いすやストレッチャーごと乗れるタクシー)の初乗り運賃相当額を助成する利用券を発行します。

対象 おおむね65歳以上で介護保険の「要介護3」以上の認定を受けている人

利用方法 市と契約しているタクシー会社に予約し、乗車時に利用券を渡す

発行枚数 月2枚(昨年度の残った利用券がある場合は返還してください)。

※申請した月から年度末分まで一括発行します。

☎ 高齢介護課 **☎**893-6400

福祉 訪問理美容サービス

理美容院に行くことが困難な人に、自宅で理美容サービスを受ける出張費を助成する利用券を発行します。

対象 おおむね65歳以上で介護保険の「要介護3」以上の認定を受けている人

利用方法 市と契約している理美容店に予約し、訪問時に利用券を渡す(理美容代は自己負担)

利用回数 年度内4回(昨年度の残った利用券がある場合は返還してください)。

☎ 高齢介護課 **☎**893-6400

福祉 寝具類の丸洗いサービス

寝具類の丸洗い、乾燥消毒等の費用を助成します。

対象 おおむね65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯で、心身の障がい及び傷病等の理由により寝具類の衛生管理が著しく困難な人

利用回数 年度内2回(1回の利用につき、寝具類は2枚以内)

☎ 高齢介護課 **☎**893-6400